

有田圏域自立支援協議会 子ども部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有田圏域自立支援協議会に設置、組織された子ども部会に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援を必要とする障害児等に対する、保育・教育・生活支援・福祉サービスの提供内容や支援体制について、支援関係者のネットワークを強化し、サービスの質の向上・圏域の支援体制整備を推進することを目的とする。

(構成)

第3条 部会は、障害児等の支援に直接関わるもの有田振興局健康福祉部（湯浅保健所）、市町教育委員会、教育関係機関、特別支援学校、特別支援教育研究会、医師代表、市町保育所代表者、市町幼稚園代表、通所事業所、市町担当者（保健師及び担当者）、基幹相談支援事業所、市町相談支援事業委託事業所、県相談支援体制整備事業アドバイザー、その他サービス調整推進のために必要と認められる者で構成するものとする。

- 2 分科会として、医療的ケア児等の支援に関する協議の場を設置する。（通称「医ケア分科会」とする）協議の場においては、地域の現状把握、分析、連絡調整、支援内容等、地域全体の医療的ケア児等とその家族が直面する課題及びその対応策の検討を行う。構成メンバーは、有田振興局健康福祉部（湯浅保健所）、市町教育委員会、教育関係機関、特別支援学校、特別支援教育研究会、医療機関、市町保育所代表者、市町幼稚園代表、通所事業所、市町福祉課、市町保健師、基幹相談支援事業所、市町相談支援事業委託事業所、在宅リハビリテーション推進強化事業所、医療的ケア児等支援コーディネーター、県相談支援体制整備事業アドバイザー、その他医療的ケア児等に関する機関とする。ただし、協議する内容によってメンバーを招集する。

(役員)

第4条 部会に部会長1名、副部会長2名を置く。

- 2 部会長および副部会長は、委員の互選によって定める。
- 3 役員任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはこれを代理する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

(個人情報)

第6条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、基幹相談支援センターあねっとにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営にかかる必要な事項は、部会長が部会に諮りこれを定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月10日改正し、平成28年6月11日から施行する。

この要綱は、令和元年7月17日改正し、令和元年7月18日から施行する。